

平成29年度下期のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成29年10月2日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) 糖化用	40,000トン
(2) 化工でん粉用	32,850トン
(3) グルタミン酸ソーダ等用	2,000トン
(4) 沖縄特別割当用	200トン
(5) その他用	6,000トン
合 計	81,050トン

2 通関期限 平成30年3月31日

第2 第2次公表

でん粉等に係る、関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の1の(1)から(5)までの割当数量に平成29年度

上期分の関税割当数量を加えた数量との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成30年1月31日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、平成29年度下期のでん粉等の関税割当てについて(平成29年9月8日付け29国際第584号関税割当公表第90号)による。